

昭和四十六年総理府令第十号

使用済燃料の再処理の事業に関する規則
核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中再処理の事業に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則を次のように定める。

第一条 この規則において使用する用語は、核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 「管理区域」とは、再処理施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

三 「保全区域」とは、再処理施設の保全のために特に管理を必要とする場合であつて、管理区域以外のものをいう。

四 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

五 「放射線業務従事者」とは、使用済燃料の再処理、再処理施設の保全、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」といふ。）の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に從事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

六 「放射性廃棄物」とは、使用済燃料等で廃棄しようとするものをいう。

七 「海洋放出施設」とは、貯溜槽、ろ過装置、導管、放出口等よりなる施設であつて、液体状の放射性廃棄物を海洋に放出するものをいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第一項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質規則第二号。以下「品質管理基準規則」といふ。第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。次条第一項第二号に並びに第七号イ及びロにおいて「事業指定標準規則」という。）第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設又は同項第六号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。

口 (1) 再処理施設の一般構造
(2) 核燃料物質の臨界防止に関する構造

ロ (1) 敷地内における主要な再処理施設の運動をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。次条第一項第二号に並びに第七号イ及びロにおいて「事業指定標準規則」という。）第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設又は同項第六号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ (1) 自然現象
(2) 再処理施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ (1) 再処理施設内における火災、溢水、化学薬品の漏えいその他の再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

二 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力

三 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

四 (1) 主要な核的制限値
(2) 及び最大貯蔵能力

五 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

六 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

七 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

八 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

九 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

一〇 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

一一 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

一二 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

一三 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

一四 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

一五 (1) 主要な設備及び機器の種類
(2) 及び最大貯蔵能力

二 (1) 分離施設
(2) 構造
(3) 分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力

三 (1) 精製施設
(2) 構造
(3) 主要な設備及び機器の種類

四 (1) 精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力

五 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な設備及び機器の種類

六 (1) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

七 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

八 (1) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

九 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一〇 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一一 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一二 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一三 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一四 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一五 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一六 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 主要な核的、熱的及び化学的制限値

一七 (1) 分離施設
(2) 構造
(3) 分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力

一八 (1) 精製施設
(2) 構造
(3) 精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力

一九 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二〇 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二一 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二二 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二三 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二四 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二五 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二六 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二七 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

二八 (1) 分離施設
(2) 構造
(3) 分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力

二九 (1) 精製施設
(2) 構造
(3) 精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力

三〇 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三一 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三二 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三三 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三四 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三五 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三六 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三七 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三八 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

三九 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四〇 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四一 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四二 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四三 (1) 分離施設
(2) 構造
(3) 分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力

四四 (1) 精製施設
(2) 構造
(3) 精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力

四五 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四五 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四六 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四七 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四八 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

四九 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

五〇 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

五一 (1) 分離施設
(2) 構造
(3) 分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大分離能力

五一 (1) 精製施設
(2) 構造
(3) 精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大精製能力

五一 (1) 脱硝施設
(2) 構造
(3) 脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力

2

八 法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

八

イ 運転時の異常な過渡変化（事業指定基準規則第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

口 設計基準事故（事業指定基準規則第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。以下の号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行ふために設定した条件及びその評価の結果

七 法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になるとその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載す

五
法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法については、処分する核燃料物質の種類ごとの売渡度合し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載すること。

六 法第四十四条第二項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
十 現に事業を行つてゐる場合にあつては、その事業の概要に関する説明書

五 再処理施設を設置しようとする場所の中心から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

六 再処理施設の安全設計に関する説明書（主要な設備の配置図を含む。）

七 再処理施設の放射線の管理に関する説明書

八 再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設

四 特許権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による再処理の方法又はこれらに準ずるもの概要

口 主たる技術者の履歴

ハ その他再処理に関する技術的能力に関する事項

二 再処理施設を設置しようとする場所における気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

三 一
二 本
工事に要する資金の額及びその調達計画
再処理の事業の開始の日以後十年内の日
を含む毎事業年度における資金計画及び事
業の収支見積り
次の事項を記載した再処理に関する技術的

ハ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定生産量

(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第二十六条第二項に規定する事業計画書その他の規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 再処理の事業の目的に関する説明書

二 次の事項を記載した事業計画書

口 イ 再処理の事業の開始の予定期間

ロ 再処理の事業の開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度における使用済燃料の種類

（変更の許可の申請）
第一条の四 令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

(法第四十四条の三第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

三 放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発

四 セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発（前号に掲げるものを除く。）

五 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷

六 放射性物質の漏えい（前各号に掲げる事故に係るものと余く。）

第一条の三 法第四十四条の二第一項第二号の原
子力規制委員会規則で定める重大な事故は、設
計上定める条件より厳しい条件の下において発
生する事故であつて、次に掲げるものとする。

一 セル内において発生する臨界事故

二 使用済燃料から分離された物であつて液体
状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却す
る機能が喪失した場合にセル内において発生
する蒸気圧固

6	前項の申請書には、申請に係る再処理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
7	第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。 (定期事業者検査の実施)
8	定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するための十分な方法 二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該再処理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
9	前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。 一 再処理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向 二 再処理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果 三 再処理施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該再処理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る)。
10	前項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
11	定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。
12	(定期事業者検査の記録)
13	定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 検査の年月日 二 検査の対象

14	三 検査の方法 四 検査の結果 五 検査を行つた者の氏名 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 検査の実施に係る組織 八 検査の実施に係る工程管理 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 検査記録の管理 十一 検査に係る教育訓練に関する事項 十二 定期事業者検査の結果の記録は、その再処理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。 (廃止措置中において定期事業者検査をする場合)
15	三 第十二条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項 イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第十二条第一項第四号において同じ。)及び期間 ハ 再処理施設の工事の方法及び時期 及び第十二条第一項第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期 及ば再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 四 第十二条の十第二項に規定する判定する方法
16	五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行ひ、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
17	八 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。
18	九 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

19	三 第十二条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項 イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第十二条第一項第四号において同じ。)及び期間 ハ 再処理施設の工事の方法及び時期 及び第十二条第一項第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期 及ば再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 四 第十二条の十第二項に規定する判定する方法
20	五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行ひ、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
21	八 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。
22	九 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

23	三 第十二条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項 イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第十二条第一項第四号において同じ。)及び期間 ハ 再処理施設の工事の方法及び時期 及び第十二条第一項第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期 及ば再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 四 第十二条の十第二項に規定する判定する方法
24	五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行ひ、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
25	八 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。
26	九 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

27	三 第十二条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項 イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第十二条第一項第四号において同じ。)及び期間 ハ 再処理施設の工事の方法及び時期 及び第十二条第一項第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期 及ば再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 四 第十二条の十第二項に規定する判定する方法
----	--

力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばく経歴又は工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路ル廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法ヲ放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法イ 保険規定に定める保険上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別挿入量及び挿入の日時ロ 保険規定に定める保険上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量

二 警報装置から発せられた警報の内容

ハ 再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻

開始度	そのび	開始度	て連続	都度	挿入の	度化は封	都度	廃棄の	都度運搬の
及の	の都	停始	し	の		の固入		の	
一 年 間	一 年 間	一 年 間	一 年 間	一 年 間		る期間	に定め	る期間	に定め

八 第十六条の三に規定する防護措置の記録	イ 見張人による巡視の状況及びその担当者の氏名	四 再処理施設の事故記録
九 第十六条の三第二項等に規定するもの	六 保安教育の実施日時及び項目	五 気象記録
一号に規定する防護区域	ハ 保安教育を受けた者の氏名	イ 風向及び風速
八 第十六条の三に規定する防護措置の記録	八 保安教育を受けた者の氏名	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置
九 第十六条の三第二項等に規定するもの	九 第十六条の三第二項等に規定するもの	四 交代の時刻 イ 事故の発生及び復旧の日時

都度	発行	毎日	の	は	作成	記録	当該	都度	実施	都度	策定	て連続	て連続	て連続	度	その都度	度	その都度	度	その都度	度	その都度	のび交代	
五年間	一年間	期間	でする	が経過	後五年	は変更	作成又	記録の	書又は	当該文	三年間	三年間	三年間	十年間	十年間	十年間	る期間	に定め	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項

ハ 第十六条の三第二項第一号に規定する周辺区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号及び同項第六号に規定する周辺区域へ立ち入る者の氏名
ハ 第十六条の三第二項第一号に規定する防護区域又は同項第二号に規定する周辺区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の入口における物品の持込み、持出しの点検の状況及びその担当者の氏名
ニ 出入口及び特定核燃料物質の常時監視の状況並びにその担当者の氏名
ホ 特定核燃料物質並びに特定核燃料物質を取り扱う設備及び装置の点検の状況並びにその担当者の氏名
ヘ 防護のために必要な設備及び装置の点検並びに保守の状況並びにその担当者の氏名
ト 防護のために必要な教育及び訓練の実施状況

都度の評価の都度改備の改善又	都度指定の都度の実施は訓練又	の都度は点検の点検の実施又	毎回毎日一回毎度の点検の日又の
る期間に定め第七項	五年間の期間の終了するまで	終了するまでの取り扱いを特定核査の取扱物	五年間一年間一年間一年間一年間

十一 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録

（1） 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行つた結果

（2） 放射能濃度確認対象物の材質及び重量

（3） 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行つた場合の結果

度その都	都調査の度	都調査の度	都終工事の記載計画をたてたるの各工事に置廢受認二の五
十年間後	搬出され事業又は工場から十年間後	搬出され事業又は工場から十年間後	る期間に定め第七項

用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存し

三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ　人の居住を禁止すること。
ロ　境界に柵又は標識を設ける等の方法によ

つて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当

該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(綫量等に関する措置)
第十条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、放村線業務送事者の線量等に關

現事実に於ける従事者の尊重等に關し、次の各号に掲げる措置を採らなければならぬ。

一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようとするこ

二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射
と。

性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

前項の規定にかかる再処理施設は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれ

放射線の操作に重大な支障を及ぼす再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務從

事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を再処理事業者に書

面で申し出た者に限る。)をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内

において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

前項の規定により緊急作業に従事させることができるのである。放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬ。

緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上

で、緊急作業に従事する意思がある旨を再処理事業者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者である
こと。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年五月三十日法律第二百五十一号）第三条第一項第一号の規定による

法律第百五十六号（第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定す

（再処理施設の施設管理）
第十一條 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全のために行うる副原子力防災管理者であること。

三 再処理設備の操作に必要な構成員がそろつているときでなければ操作を行わせないと。

四 再処理設備の通常の操作（再処理施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項。

ロ 操作員その他の従業者が再処理設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項。

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項。

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

六 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。

七 再処理設備の操作の訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせること。

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に係る各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。（ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。）

イ 核燃料物質によつて汚染された物（そのための措置を講じたものを運搬する場合）放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合）

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬すること

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十七インチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようになると。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固型化して放

射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。）、

十一 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

十二 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

十三 第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬に關する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかるわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

第十五条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を講じなければならない。

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。

二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

四 核燃料物質等の取扱いに關し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

六 プルトニウム又はその化合物の貯蔵は、プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。ただし、グローブボックスその他の気密設備の

内部において貯蔵を行う場合その他プルトニウム又はその化合物が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

第十六条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当つては、廃棄に從事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃氣槽に保管廃棄すること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又是排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようになること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口において又是排気監視設備において排気中の放射性物質の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 海洋放出施設によつて放出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。

二 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、海洋放出施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によって放出水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、海洋放出において又は海洋放出監視設備において放出水中の放射性物質の量及び濃度を監視することにより、放射性物質の海洋放出に起因する線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸收できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊等により著しい過熱が生じるおそれのある場合、冷却について必要な措置を講ずること。

二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第八条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。

ハ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

二 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ハ 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放

射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

第十六条の三 法第四十八条第二項の規定により、再処理事業者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を探らなければならない。

(防護措置)

ハ ロの方法による廃棄について準用する。

であつて、ウラン二三三の量が一キログラム以上のもの

二 照射されない次に掲げる物質

ハ ブルトニウム及びその化合物並びにこれ

ラウラン並びにその化合物並びにこれ

るもの（第十号及び第十三号に掲げるものを除く。）

ハ 照射されない次に掲げる物質

ハ ブルトニウム及びその化合物並びにこれ

ラウラン並びにその化合物並びにこれ

置 指 定 に

項目	措置	指定期
項目三 第	置 指 定 に	次

七 照射された第四号に掲げる物質である場合、冷却について必要な措置を講ずること。	十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの）に掲げるものを除く。）	八 照射されない次に掲げる物質
八 照射された第四号に掲げる物質である場合、冷却について必要な措置を講ずること。	十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）	九 照射された前号に掲げる物質（超えて五百グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。））
九 照射された第四号に掲げる物質である場合、冷却について必要な措置を講ずること。	十二 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）	十 照射された前号に掲げる物質（超えて五百グラム以下のもの（第十二号に掲げるものを除く。））
十 照射された第四号に掲げる物質である場合、冷却について必要な措置を講ずること。	十三 第九号、第十号及び第十一号（同号イを除く。）の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。	十一 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）
十一 照射された第四号に掲げる物質である場合、冷却について必要な措置を講ずること。	第十六条の二 削除	十二 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号及び第十四号に掲げるものを除く。）

であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。)

十二 第一号イ、第四号イ又は第八号イに掲げる物質（放射性廃棄物を封入（圧縮して封入する場合に限る。次号及び第十四号において同じ。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限る。）

十三 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十号に掲げるものを除く。）

十四 令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、第十一号に掲げるものを除く。）

二 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁等の堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立人制限区域」という。）を定め、当該立人制限区域を人が容易に侵入することを防止することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイン、拡声機その他の人への警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、防護区域、周辺防護区域又は立人制限区域への人の侵入を監視するための装置の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の

物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立人制限区域を巡回させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立人制限区域に常時立ち入りろうとする者について

では、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立人制限区域への入りの必要性については、当該立人制限区域、当該周辺防護区域又は当該立人制限区域に常時立ち入りろうとする者について

では、当該立人制限区域への入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

六 防護区域、周辺防護区域又は立人制限区域に立ち入りろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立人制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

七 防護区域、周辺防護区域及び立人制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。

八 防護区域、周辺防護区域及び立人制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。

防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれてる施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう点検を行うこと。

ロ 第五号イ及びロに掲げる証明書等を所持する者が物品を防護区域に持ち込み又は防護区域から持ち出そうとする場合は、当該防護区域の出入口において、イの点検を行ふこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、当該出入口については、この限りでない。

九 防護区域、周辺防護区域及び立人制限区域の業務用の車両以外の車両の立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立人制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は防護区域の出入りにおいて、イの点検を行ふこと。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合には、直ちにその旨を、あらかじめ指定した者に報告する。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その旨を、あらかじめ指定した者に報告する。

二 再処理施設を設置した工場又は事業所内に於ける特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合には、この旨を、あらかじめ指定した者に報告する。

ハ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

イ 特定核燃料物質を置くこと。

ハ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げる限りの場合は、この場合にも該当するときは、この限りでない。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ハ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げられる場合にも該当するときは、この限りでない。

（1）鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

（i）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

（ii）施設に立ち入ることが特に必要な者であることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

（iii）見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡回させること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立人制限区域に常時立ち入りろうとする者について

では、当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立人制限区域への入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

六 防護区域、周辺防護区域及び立人制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。

七 防護区域、周辺防護区域及び立人制限区域に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立人制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。

八 防護区域、周辺防護区域及び立人制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。

九 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十 通報の場合は、次に掲げるところによる。

イ 監視装置は、人の侵入を監視するための装置（以下この号において「監視装置」という。）を設置する場合は、次に掲げるところによる。

イ 監視装置は、人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有するものであること。

のに限る。) の貯蔵施設に関する詳細な事

特定核燃料物質の工場又は事業所内の運

二十六 搬に関する詳細な事項
証明書等の発行又は業務上印り得る旨

の指定を受けようとする者（以下この号にお

いふ。文部省のいふるに、何をいふか。

イ 次に掲げるとこより、あらかじめ、
対象者について、防害被襲行為等三行うち

それがあるか否か又は特定核燃料物質の防

話に聞かれて秘密の取扱いを行つた場合には、それを漏らすおそれがあるか否かについての

確認（以下この号において単に「確認」という。）を行う二点。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロ

リズムその他の犯罪行為を行うおそれがある日本（暴力団）との関係、

事理を弁識する能力並びに特定核燃料物

質の防護は関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところによ

申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者

の性格等に関する適性検査その他必要な

(3) 云はるに、(1) 調査日 研議を行ふ事。

施に際し知り得た情報の漏えい及び目的

外利用を防止する措置を講じていいること

利用について対象者の同意を得た上で確

確認を行つた結果、対象者について、妨

害破壊行為等を行ふおそれがあり 又は特定核燃料物質の防護に關する祕密を漏らす

おそれがあると認められる場合（イ）（3）

は、対象者に対し、証明書等の発行及び業

務上知り得る者の指定を行わないこと。

有効期間は、証明書等の発行又は業務上知

り得る者の指定の日から起算して三年以上とすること。ただし、有効期間内であつて

も、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行つておこなうことを。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のハ

第十五号ハに規定する区域	
(1) 防護区域	(2) 見張人の詰所
(3) 監視所	(4) 評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行ふこと。
二十七 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。	二十八 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行ふこと。
第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）同項第九号（同号ロを除く。）同項第十一号（同号ロを除く。）同項第十六号から第十九号まで、同項第二十二号から第二十五号まで、同項第二十七号及び同項第二十八号の規定を準用する。この場合において、同項第五号中「防護区域 周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該周辺防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第七号中「防護区域 周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」とあるのは「防護区域内」である。	第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

二 一 防護区域を定めること。
三 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

四 在該区域の出入口において、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう特定核燃料物質を検知することがで、きる装置等を用いて点検を行うこと。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。

五 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、当該出入口については、この限りでない。

六 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入りることが特に必要な者であることを確認の上当該貯蔵施設等に立ち入れることを認められた者以外の者の当該貯蔵施設等への立ち入りを禁止すること。

ロ 見張人に、貯蔵施設等への人の侵入を監視するための装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

七 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようのこと。
(保安規定)

第十七条 法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）

四 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 再処理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

（1）関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

（2）再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。

（3）放射線管理に関すること。

（4）核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

（5）非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他再処理施設に係る保安教育に関する必要な事項

六 再処理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ 再処理施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ 再処理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。

二 再処理施設の操作の安全審査に関すること。

七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

八 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関すること。

九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関するこ

- 十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の場合を含む。)に関すること。
- 十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
- 十三 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。
- 十四 非常の場合に講すべき処置に関すること。
- 十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十六 再処理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。
- 十七 再処理施設の施設管理に関すること(使用者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む)。
- 十八 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。
- 十九 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第一号に規定する不適合をいう。以下この号及び次項第二十二号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
- 二十 その他再処理施設に係る保安に関する必要な事項
- 二十一 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関するることを含む。)。
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- 五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるものに掲げるものにかかるものと。保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。
- 七 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。
- 八 その他の再処理施設に係る保安教育に関する必要な事項
- 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 十 排気監視設備及び海洋放出口監視設備に関すること。

- 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の場合を含む。(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
- 十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十六 再処理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。
- 十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十八 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
- 十九 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。
- 二十 非常の場合に講すべき処置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)に關すること。
- 二十一 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
- 二十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
- 二十三 廃止措置の管理に関すること。
- 二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関する情報の公開に関すること。

- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- 五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるものに掲げるものにかかるものと。保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。
- 七 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。
- 八 その他の再処理施設に係る保安教育に関する必要な事項
- 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 十 排気監視設備及び海洋放出口監視設備に関すること。

- 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の場合を含む。(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
- 十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十六 再処理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故、故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。
- 十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十八 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
- 十九 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。
- 二十 非常の場合に講すべき処置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)に關すること。
- 二十一 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
- 二十二 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。
- 二十三 廃止措置の管理に関すること。
- 二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関する情報の公開に関すること。

- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- 五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 特定核燃料物質の管理に関すること。
- 七 防護区域内防護対象枢要設備の防護に関すること。
- 八 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
- 九 情報システムセキュリティ計画に関すること。
- 十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。
- 十一 非常の場合の対応に関すること。
- 十二 連絡体制の整備に関すること。

十三 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に關すること。

十五 再処理施設に係る緊急時対応計画に関する事項。

十六 妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置の定期的な評価及び改善に關すること。

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に關すること。

十九 その他再処理施設に係る特定核燃料物質の防護に關し必要な事項

前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各二通（再処理施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の選任等）

第十九条の二 法第五十条の四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

法第五十条の四第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通（再処理施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

第十九条の三 法第五十条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるるものとする。

一 再処理施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に關する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

二 特定核燃料物質の取扱いに關する一般的な知識を有すること。

三 特定核燃料物質の防護に關する業務に管理的地位にある者として一年以上從事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めること。

(安全性的の向上のための評価の実施時期)
第十九条の三の二 法第五十条の四の二第一項の規定による届出をしようとする者は、同条第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。
前項の提出部数は、正本一通とする。

2 (届出事項)

第三十九条の三の四 法第五十条の四の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 安全性向上評価に係る再処理施設の名称及び所在地

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)
第十九条の三の五 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
イ 当該再処理施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。
ロ 当該再処理施設について、法第五十条第

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該再処理施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の公表)

第十九条の三の六 法第五十条の四の二第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(廃止措置として行うべき事項)

第十九条の四 法第五十条の四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、再処理施設の解体、使用済燃料、核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の廃棄及び第八条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第十九条の四の二 法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 廃止措置の対象となることが見込まれる再処理施設及びその敷地

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

五 廃止措置に係る使用済燃料若しくは核燃料物質又は使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡し

六 廃止措置に係る使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去(使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)。

七 廃止措置において廃棄する使用済燃料若しくは核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄

九 八 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
十 九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、
浸水、地震、火災等があつた場合に発生する
ことが想定される事故の種類、程度、影響等
施設（第十九条の五及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十一 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
十二 廃止措置の実施体制
十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
十四 廃止措置の工程
十五 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第十九条の四の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）
第十九条の四の三 法第五十条の四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）
第十九条の四の四 再処理事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行ひ、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）
第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 廃止措置対象施設及びその敷地
四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
五 性能維持施設
六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

- | | | |
|---|---|-----|
| 七 | 九 | 九 |
| 八 | 九 | 九 |
| 九 | 十 | 十一 |
| 一 | 二 | 三 |
| 二 | 三 | 四 |
| 三 | 四 | 五 |
| 四 | 五 | 六 |
| 五 | 六 | 七 |
| 六 | 七 | 八 |
| 七 | 八 | 九 |
| 八 | 九 | 十 |
| 九 | 十 | 十一 |
| 一 | 二 | 二 |
| 二 | 三 | 三 |
| 三 | 四 | 四 |
| 四 | 五 | 五 |
| 五 | 六 | 六 |
| 六 | 七 | 七 |
| 七 | 八 | 八 |
| 八 | 九 | 九 |
| 九 | 十 | 十 |
| 一 | 二 | 十一 |
| 二 | 三 | 十二 |
| 三 | 四 | 十三 |
| 四 | 五 | 十四 |
| 五 | 六 | 十五 |
| 六 | 七 | 十六 |
| 七 | 八 | 十七 |
| 八 | 九 | 十八 |
| 九 | 十 | 十九 |
| 一 | 二 | 二十 |
| 二 | 三 | 二十一 |
| 三 | 四 | 二十二 |
| 四 | 五 | 二十三 |
| 五 | 六 | 二十四 |
| 六 | 七 | 二十五 |
| 七 | 八 | 二十六 |
| 八 | 九 | 二十七 |
| 九 | 十 | 二十八 |
| 一 | 二 | 二十九 |
| 二 | 三 | 三十 |
| 三 | 四 | 三十一 |
| 四 | 五 | 三十二 |
| 五 | 六 | 三十三 |
| 六 | 七 | 三十四 |
| 七 | 八 | 三十五 |
| 八 | 九 | 三十六 |
| 九 | 十 | 三十七 |
| 一 | 二 | 三十八 |
| 二 | 三 | 三十九 |
| 三 | 四 | 四十 |
| 四 | 五 | 四十一 |
| 五 | 六 | 四十二 |
| 六 | 七 | 四十三 |
| 七 | 八 | 四十四 |
| 八 | 九 | 四十五 |
| 九 | 十 | 四十六 |
| 一 | 二 | 四十七 |
| 二 | 三 | 四十八 |
| 三 | 四 | 四十九 |
| 四 | 五 | 五十 |
| 五 | 六 | 五十一 |
| 六 | 七 | 五十二 |
| 七 | 八 | 五十三 |
| 八 | 九 | 五十四 |
| 九 | 十 | 五十五 |
| 一 | 二 | 五十六 |
| 二 | 三 | 五十七 |
| 三 | 四 | 五十八 |
| 四 | 五 | 五十九 |
| 五 | 六 | 六十 |
| 六 | 七 | 六十一 |
| 七 | 八 | 六十二 |
| 八 | 九 | 六十三 |
| 九 | 十 | 六十四 |
| 一 | 二 | 六十五 |
| 二 | 三 | 六十六 |
| 三 | 四 | 六十七 |
| 四 | 五 | 六十八 |
| 五 | 六 | 六十九 |
| 六 | 七 | 七十 |
| 七 | 八 | 七十一 |
| 八 | 九 | 七十二 |
| 九 | 十 | 七十三 |
| 一 | 二 | 七十四 |
| 二 | 三 | 七十五 |
| 三 | 四 | 七十六 |
| 四 | 五 | 七十七 |
| 五 | 六 | 七十八 |
| 六 | 七 | 七十九 |
| 七 | 八 | 八十 |
| 八 | 九 | 八十一 |
| 九 | 十 | 八十二 |
| 一 | 二 | 八十三 |
| 二 | 三 | 八十四 |
| 三 | 四 | 八十五 |
| 四 | 五 | 八十六 |
| 五 | 六 | 八十七 |
| 六 | 七 | 八十八 |
| 七 | 八 | 八十九 |
| 八 | 九 | 九十 |
| 九 | 十 | 九十一 |
| 一 | 二 | 九十二 |
| 二 | 三 | 九十三 |
| 三 | 四 | 九十四 |
| 四 | 五 | 九十五 |
| 五 | 六 | 九十六 |
| 六 | 七 | 九十七 |
| 七 | 八 | 九十八 |
| 八 | 九 | 九十九 |
| 九 | 十 | 一百 |

二十二条第四項の規定の適用（昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成すべき報告書に係る場合に限る。）については、同項中「毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間開始前に」あるのは、「昭和五十三年一月一日から同年六月三十日までの期間について作成し、原子炉の設置、運転等に係る規則等の一部を改正する総理府令の施行後速やかに」とする。

附 則（昭和五十三年三月二十九日総理府令第四号）

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年一二月二八日総理府令第五二号）

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附 則（昭和五四年一二月二六日総理府令第五五号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十二号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十四年十二月二十八日）から施行する。

2 改正附則第二条第一項の適用を受ける再処理施設に関するこの府令による改正後の第四条の適用については、同条中「申請書等（法第四十四条第一項の指定若しくは同条第三項の承認又は法第四十四条の四第一項の変更の許可若しくは同条第三項の変更の承認に係る申請書及び法第六十二条第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。第六条の二において同じ。）」とあるのは、「申請書等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十二号）附則第二条第二項の規定に基づき提出された書類及び法第四十四条の四第三項の変更の承認に係る申請書をいう。第六条の二において同じ。）」とする。

附 則（昭和五五年一〇月二四日総理府令第五二号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を

改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附 則（昭和六一年一月二六日総理府令第五九号）

この府令は、公布の日から施行する。

この府令の施行の日の前日までの間現にこの府令による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第五条第一項の規定に基づいてされた申請に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十六条第一項の使用前検査の実施については、この府令による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新規則」という。）第六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によること。

附 則（昭和五三年一二月二八日総理府令第五二号）

この府令は、原子炉の設置、運転等に係る規則等の一部を改正する規則等の一部を、改正する総理府令の施行後速やかにとする。

附 則（昭和五三年三月二九日総理府令第四号）

この府令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年五月一九日総理府令第二号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月二十六日）から施行する。

附 則（平成二年一月二八日総理府令第五六号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、なお従前の例による。

（経過措置）

附 則（平成三年三月八日総理府令第一〇号）

この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成六年五月二五日総理府令第二七号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

この府令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成八年七月二二日総理府令第二九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二二日）から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一月二六日総理府令第一一五号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二八日経済産業省令第一一一号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二八日経済産業省令第一一一号）

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。ただし、第二十七条の次に一条を加える改正規定（第二十八条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月一七日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。

第一条 この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二年六月一日総理府令第五〇号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

この府令の施行の日前日までの間現にこの府令による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第五条第一項の規定に基づいてされた申請に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十六条第一項の使用前検査の実施については、この府令による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新規則」という。）第六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によること。

（経過措置）

附 則（平成三年一月二九日総理府令第一〇号）

この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成六年五月二五日総理府令第二七号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

この府令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成八年七月二二日総理府令第二九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二二日）から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一月二六日総理府令第一一五号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二八日経済産業省令第一一一号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月二八日経済産業省令第一一一号）

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。

附 則（平成一五年三月一七日経済産業省令第二二号）

この省令は、平成十四年一月三十一日から施行する。

この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

陝西（立序）省令第二三号

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(平成十四年二月二日付)

第二条 この省令の施行の際現に法第五十条第一項の規定による免許の認可を受けた者

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請する者は、平成二十三年六月十日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、この省令の規定による改正後の第十二条の二並びに第十七条第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月二九日経済産業省令第二一号）

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 二の省令の施行の際現て該原料物質、該然料

この省令の施行の際現に核燃料物質 物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「

〔法〕という。) 第十一条の二第一項、第二十一
条の二第一項、第二十二条の二第一項、第二十四

第三条の二十五第一項、第五十条の二第一項及び

第五十一条の二十三第一項の規定により核物質

防護規定の認可を受けている者については、第
一条の規定による放三段の該原物料又は該然

第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃
料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製

（「錬規則」という。）第六条の二第二項第七号及

び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第二条の規定による改正後の核燃料物質

並ては第二条の規定に依り改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規

則」という。第七条の九第二項第七号、第九

号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第三条の規定による改正後の実用発

電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下

「新実用炉規則」という。) 第十五条の二第二項
第一二号及び第一一八号並びに同条第三項第二号及

第七号及び第十号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の研

究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設

置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三十五条第二項第七号及び第

第十三條第二項第一号及び第十八号並びに同条第二項第一号及び第五号並び

に第五条の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」という。）第三十六条の第二項第七号及び第十五条号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十六条の三第二項第七号、第九号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という。）第六十二条第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第一号及び第五号並びに第八条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種埋設規則」という。）第十九条の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理規則」という。）第三十三条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年六月二十八日までに法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

十二条第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新第二種埋設規則第十九条の三第二項第三号、第十五号及び第十七号並びに新廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第三号、第十五号及び第十七号の規定はこの省令の施行の日から一年間、新製鍊規則第六条の二第二項第十八号並びに新加工規則第七条の九第二項第十九号並びに新実用炉規則第十五条の二第二項第十五号及び第二十二号並びに新研究炉規則第三十五条の二第二項第十五号、第十六号及び第二十二号並びに新貯蔵規則第三十六条の三第二項第十九号並びに新再処理規則第三十三条の三第二項第十四号、第五号及び第二十一号並びに新第一種埋設規則第六十二条第二項第十八号並びに新第二種埋設規則第十九条の三第二項第十八号並びに新廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第十八号の規定はこの省令の施行の日から二年間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年十二月二十七日までに、法第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項又は第五十一条の二十三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。

行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

第九条 設置法附則第二十九条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 第七条の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理事業規則」という。）第一条の二第一項第七号イ及びロに掲げる事項

四 新再処理事業規則第一条の二第一項第七号イに掲げる事項

五 前項の届出書又は書類には、新再処理事業規則第一条の二第二項第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。

第十条 第七条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理事業規則」という。）第八条第一項及び第七項（同条第一項の表第九号イに係る部分に限る。）並びに第十六条の二第一項及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第五十条の四の二第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

六 第五号新規制法第五十条の四の二第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十七条の規定により記録した旧再処理事業規則第八条第一項の表の上欄に掲げる事項（同項の表第九号イに係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十一条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第五十条第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十条第一項の規定による認可を受けている者（次項において「保安規定認可者」という。）は、この規則の施行後最初にする第五号新規制法第四十四条の四第一項による変更の許可（第五号新規制法第四十四条第二項第四号及び第八号に掲げる事項のうち再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規

則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十二号)第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。)の申請と同時に第五号新規制法第五十条第一項に規定する保安規定の変更の認可(新再処理事業規則第十七条第二号)第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。)の申請と同時に第五号新規制法第五十条第一項に規定する保安規定の変更の認可(新再処理事業規則第十七条第二号)第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。)を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までは、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第十二号)による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十二条、第十七条第一項第十五号及び第二項第十七号並びに第十八条第一項及び二項の規定にかかるらず、なお従前の例によらず。

第十二条 この規則の施行の際現に設置法附則第五十三条第一項の規定により第五号新規制法第五十条の三第一項の規定によりされた認可とみなされた第五号旧規制法第五十条の三第一項の規定による認可を受けている者(以下「核物質防護規定認可者」という。)については、新再処理事業規則第十六条の三第二項第十五号の規定は、平成二十六年三月二十八日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第五号新規制法第五十条の三第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可(新再処理事業規則第十九条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限りない。)を申請しなければならない。

第十三条 新再処理事業規則第十九条の三の二の規定は、この規則の施行後三年六月を超えない時期にするべき第五号新規制法第五十条の四の九条第一項の規定による評価については、適用しない。この場合において、この規則の施行後最初に同項の規定による評価をするべき時期は、施行日から三年六月を超えない時期とする。

附 則（平成二六年一二月一〇日原子力規制委員会規則第七号）抄
施行期日

(経過措置) 施行する。

(経過措置) 施行する。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二日原原子力規制委員会規則第一〇号) 抄
(施行期日)
第一号 〇見付は、公示の日から施行する。

第二条 (経過措置) この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下

（法）と（う）第四十三条の二の二十七第一項
護規定の認可を受けるに（以下「核物質防
護規定認可者」という。）ついては、二つ

の規定による核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」とい

第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
(以下「新実用炉規則」という。) 第九十六条第
一項第一号及び同項第十四号と同一の規定によ
る。

発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第九十一条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係る

に、新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第九十六条第一項第四号又は新研開炉規則第九十一条第一項第四号に掲げる事項に係

2 るものについては公表の日から起算して一年を経過する日までに申請しなければならない。前項の規定により新規開設規則第十九条第一項第五号及び同項第十三号、所定年月日見附第

十六条第一項第五号及び同項第十四号又は新研
開炉規則第九十二条第一項第五号及び同項第十
四号に掲げる事項に係る該物質方獲見定の変更

四号に掲げる事項に依る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者について

ては、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則第九十九条第二項第五号ハの規定にかかわらずなお從前の一例によるものとし、並びに新再処理規則第十六条の三第二項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十一条第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号又は新研開炉規則第十六条第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号の規定は適用しない。

この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理規則」という。）第十六条の三第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第九十一条第二項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研開炉規則」という。）第八十六条第二項第五号イの規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を定め第十六条の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一条第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六条第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分のあつた日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六条の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十一条第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

第一項の規定により新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第九十六条第一項第四号又は新研開炉規則第九十一条第一項第四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日までの間は、新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十一条第二項第一号又は新研開炉規則第八十六条第二項第一号の規定にかかわらず、なお從前の一例によることとする。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る文部省及び文部省令による見定は、公

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十九年一二月二二日原子力規制委員会規則第一七号）

（経過措置）
本の日から施行する
第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあ
つては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞ

れの規則の規定によつてした処分、手続その他
の行為であつて、改正後のそれぞの規則の規
定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞ

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成三〇年八月二一日原子力規制委員会規則第八号）

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行す

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄

に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき

報告書については、なお従前の例による。
試験研究の用に供する原
子炉等の設置、運転等に 第二項 第十八條 別記様 式第二

核燃料物質の使用等に関する規則	第七条第一項	別記様式第一
の二		

使用済燃料の再処理の事	第二十一	一項	第十一条第
核燃料物質の加工の事業 に関する規則		別記様	式第一

業に関する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第百三十一条第一項	六条第一項	二
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二十七条第一項	式第五別記様	
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第四十条第一項	別記様	
研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第一百三十九条第一項	式第一別記様	
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四十八条第一項	様式第一	
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第九十一条第一項	様式第二別記様	
第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。	二		
第四条 この規則(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の規定の施行前にした行為及び附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。			
附 則 (令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号)			
この規則は、令和元年七月一日から施行する。			
附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)			
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。			
附 則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号)			
この規則は、令和元年九月十四日から施行する。			

第一条 (施行期日)
この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
(経過措置)

第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十一第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(令和二年原子力規制委員会)。

第三条 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設（旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査（以下この条において単に「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条

て「令」という。第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第十四条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

委員会規則第二号 第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号口中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施

第三条	第四条	第五条
第三条 第二条の規定による改正後の前条の表の上欄に掲げる規則の同表の下欄に掲げる様式は、平成三十二年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、それぞれ第二条の規定による改正前の同表の下欄に掲げる様式による。	この規則(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該見出し)以下二二条ごとに同	株燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則
別記様式	別記様式	別記様式

行うものとする。

この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初にうべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

施行日の前日において施設定期検査を受けている試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第七条 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧研開炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十二条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合においては、旧加工規則第七条第一項の表第一号いわゆる「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最期の使用前確認」と、同号コ中「次の検査」と

最初の定期事業者検査のときまでの期間

旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）抄
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
附 則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）
この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十五条の十の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

六条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお前前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号に中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号口中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは、「同一事項に関する限り、施行後最初の定期事業者検査までの期間」である。

この規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の

開発段階発電用原子炉に係るものに限る) 第五十一条第一項、第五十一条の十八第一項若しく

は第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の十八第一項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第七条の二の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研開炉規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十一条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の二十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一条 施行日前に旧加工規則第七条の八の二第一項第一号、旧再処理規則第十六条の二第一項第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第一号の規定により行われた評価は、それぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の八の二第二項第二号、旧再処理規則第十六条の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第二号の規定により策定された計画は、それぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十二条の二第一項の規定により策定された方針と、旧加工規則第七条の八の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画は、それぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十二条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

第十二条 この規則の施行の際現に旧法第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第

四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第六号及び第十二号並びに第二項第九号、新再処理規則第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号及び第二項第九号、新研開炉規則第一項第十二号及び第二項第九号並びに第二項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一条第一項第五号、第六号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号、新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第九号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

第十六条

この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

の規制に関する法律等の一部を改正する法律

第三条の規定による改正後の核原料物質、核

燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をい

う。

三から八まで 略

九 旧再処理規則 この規則による改正後の使

用済燃料の再処理の事業に関する規則をい

う。

十 新再処理規則 この規則による改正前の使

用済燃料の再処理の事業に関する規則をい

う。

十一から二十まで 略

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

第一条 (施行期日)

附則 (令和四年三月三十日原子力規制委員会規則第二号)

第一条 (この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条

この規則の施行前にこの規則による改

正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運

転等に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の

使用に関する規則第六条の十各号、核

原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規

則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業

に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の

使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項

各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則

第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は

事業所の外における廃棄に関する規則第五条の

二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外に

おける運搬に関する規則第二十五条各号、実用

発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百

三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開

発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に

関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核

燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物

埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各

号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ

れた物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十

二十九条各号並びに核燃料物質又は核燃料物質

によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事

業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和六年五月三十日原子力規制委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1（第7条の13関係）

出1
歯科系小論欄題は記載すること。
2 歯子販賣店をさする時のウランの量を記載すること。
3 手用販賣の種類について記載すること。
4 この算定の大さきは、日本薬業規格A 4 にすること。

別記様式第2（第21条関係）

全般検査監督日標準	
③ 放射能検査の実施月(月別化して)と平均被ばく(被ばく量)	
放射能検査の実施月(月別化して)と平均被ばく(被ばく量) (例: 月別(月別) 標準 平均(月別) 放射能検査の実施月(月別化して)と平均被ばく(被ばく量) (例: 月別(月別) 標準 平均(月別)	

④ 動物の死因別に各年令層別に死因別割合を算出した割別割合の変遷(左) ⑤ 各年令層別に性別別に死因別割合を算出した割別割合の変遷(右)		(単位)
種 別	年令別の性別	年令別死因割合の推移
		(単位)
種 別	年令別の性別	年令別死因割合の推移
		(単位)
⑥ 動物が死因別に各年令層別に死因別割合を算出した割別割合の変遷(左) ⑦ 各年令層別に性別別に死因別割合を算出した割別割合の変遷(右)		(単位)
種 別	年令別の性別	年令別死因割合の推移
		(単位)
種 別	年令別の性別	年令別死因割合の推移
		(単位)

種類	始動の5日間(月～月)		後続の3日間(月～月)	
	平均時間 標準偏差 (±S)	標準偏差 (±S)	平均時間 標準偏差 (±S)	標準偏差 (±S)
III-被誘致及び個体外への投与性薬物の小用量基準(色素)				
内服性薬物の 投与量	一回一回の投与量	一回の投与量	一回の投与量	一回の投与量
被誘致性薬物	通常投与量 (±S)	標準偏差 (±S)	通常投与量 (±S)	標準偏差 (±S)
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量
IV-被誘致性薬物の高用量基準(色素)				
内服性薬物の 投与量	高レベル性薬物 の投与量 (±S)	標準偏差 (±S)	高レベル性薬物 の投与量 (±S)	標準偏差 (±S)
被誘致性薬物	通常投与量 (±S)	標準偏差 (±S)	通常投与量 (±S)	標準偏差 (±S)
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量
被誘致性薬物の 投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量	被誘致性薬物 の投与量

2 使用済燃料の貯蔵量等

3 放射線医療從事者の被量分担

	合計				
後半の3月間 (月～ 月)	職員				
	その他				
	合計				

4 一般公衆の実効量の評価(注6)			
① 肢体状の放射性同位元素による実効量			
名前等の放射性同位元素による実効量			被曝地點における被量 mSv/年
			方位
			距離
② 脊柱状の放射性同位元素による実効量			
被曝地の放射性同位元素による実効量			被曝年数

注】「気体状の放射性薬剤に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及
「液体状の放射性薬剤に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

(1) 「遺族の慰問」は、保安機密に定められた措置とし、その措置別に記すこと。

㊷ 水気口又は排水口を設有するが、当該設備から気体状又は液体状の易燃物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。

(3) 記載する数値は、有効数字 2 術、指数表示とすること。
 (4) 「放射性物質の種類別の年間放量」の算出方法及び「放射性物質の

度)の検出限界濃度(測定の始點、検出限界未満(ND)の場合による)を社販として欄外に記載すること。

例) 1(1)①の表について、検査された放射性物質以外のもの(天然核種等)を検出した場合は欄を追加して記載すること。

表-1(2)のそれぞれの表について、測定している放射性物質の種類を記すること。なお、測定している放射性物質以外のもの（天然核種を除く）

2 伊安候涼に求められた賛賀についての子先徳原の3月間における最高値を検出した場合は欄に資料して記載すること。

3. 8月度における輸出量の1日あたりの平均値を記載すること。

3 3万t)における放油量の1日あたりの平均値を記載すること。
 4 伸縮規定に定められた期間あたりの放油量の3月間における最高値を記載すること。

すること。
5. 3月間に沿岸の放出量の合計値を記載すること。
6. 「水質監視データベース」の地図地図部の初期画面に表示して

6 「被体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について
(1) ベンレベル及び高レベル固体廃棄物について、原則として、200リットル

